

大任町立小中学校英語教育向上事業業務委託仕様書

1 事業の目的

大任町立小中学校において、英語教育の向上を図る教育環境を整えたうえで、体験型英語学習を通じて、英語や異文化に関する理解を深めるとともに、英語を活用したコミュニケーションを積極的に図ろうとする意欲の醸成及びコミュニケーション能力の育成を目的とする。

2 履行期間

(1) 国際交流支援業務

契約確定日～令和8年3月31日

※令和8年2月中旬頃までに交流協定の締結を行うとともに、本町が令和8年4月1日付けで外国語指導助手（以下、「ALT」という。）2名を任用することができるよう支援すること。

(2) 外国語指導助手（ALT）配置協力業務

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(3) オンライン英会話業務

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 履行場所

大任町立小中学校 3校（小学校2校、中学校1校）

※ 履行場所一覧は別紙のとおり

4 委託内容

受託者は、委託者と協議のうえ、以下の業務を行うものとする。

(1) 国際交流支援業務

普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）第9条別表に規定されている「外国自治体との自治体間交流及び外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍職員」に該当するよう、教育分野等における外国自治体等の交流協定等の締結のための支援を行うこと（本町と外国自治体等との国際交流協定を想定）。また交流協定を締結し、交流相手先自治体等から斡旋団体として指定され、本町で任用するALT候補者を斡旋し、その任用に係る支援を行うこと。任用に係る支援として、ALT候補者が本町で実施する会計年度任用職員採用試験を受験できる環境等を整え、必要に応じて通訳者の手配等を行う。なお、協定先は母国語または公用語が英語であること。

ア 業務内容

（ア）国際交流候補地調査

（イ）国際交流候補地の選定及び提案

- (ウ) 提案・紹介資料作成
- (エ) 国際交流候補地選定等に係る諸準備
- (オ) 国際交流候補地との通訳、翻訳
- (カ) 国際交流協定締結支援

イ 国際交流候補地の選定条件

国際交流候補地の選定提案においては、受託者が候補地の選定をするに足りると判断できる根拠を示すこと。

- (ア) 受託者がこれまでに行った国際交流等の実績
- (イ) 提案のあった候補地とすることのメリット等

(2) 外国語指導助手(ALT)配置協力業務

大任町教育委員会（以下「教育委員会」という。）ではALTの充実を図るため、地方交付税（普通交付税）を活用し、本町の会計年度任用職員として(1)で斡旋を受けたALT候補者について採用試験により任用する。任用するALTの業務面・生活面等を総合的に管理し、円滑な運用を図るため、以下の業務を行うものとする。

ア 業務内容

- (ア) ALTの斡旋・任用支援
- (イ) 外国語指導に関するカリキュラム作成・監修
カリキュラム・レッスンプランの作成、各種教材作成等

(ウ) 国際交流協定先との交流事業支援

学校同士の交流、オンライン交流等

(エ) 町職員及び教員との連携

- a ALT業務に関して町職員及び教員との報告、連絡、相談
- b 指導内容・勤務態度のヒアリング、フィードバック
- c 特別対応（休日出勤、町及び学校行事へ参加等）の相談、連携

(オ) ALTの管理訪問、評価支援

- a 配置校へ授業視察、フィードバック、指導
- b 本町が実施する会計年度任用職員の人事評価支援

(カ) ALTに係る各種研修の実施

- a 業務を適正に行うために年間2回以上ALTに対して研修等の実施
- b 本町が会計年度任用職員を対象として実施する研修の受講支援

(キ) ALTの日常生活サポート・各種手続き

- a ALT人材確保（新規・継続）
- b ビザ申請・在留カード（外国人登録証明書）に関する各種手続き
- c 入国・国内移動・一時帰国・再来日時等に関する各種手続き
- d 銀行口座開設・各種行政手続等の生活全般の支援等
- e ALTの欠勤・各種休暇取得時の対応

イ ALTの配置予定人数等について

- (ア) 配置予定人数 2人
- (イ) 予定勤務時間等 1日 7時間45分（休憩・休息時間計1時間含む）
週5日勤務
※有給休暇10日～20日（任用年数により異なる。）
夏季休暇含む各種特別休暇あり
- (ウ) 報酬額等 月額 225,000円程度
- (エ) 福利厚生 社会保険等への加入・職員互助制度あり
- ウ 幹旋するALTの要件
幹旋するALTは以下の要件を満たすこと。
- (ア) 母国語（公用語を含む。）が英語で、現代の標準的な発音・リズム・イントネーションを身につけ、正確かつ適切に指導できる者であること。
- (イ) 町職員及び教員と簡単な日本語でコミュニケーションが取れることまたは取ろうとする姿勢をみせること。
- (ウ) 外国語指導の資格を有する者、又は指導経験がある者。
- (エ) 日本の教育環境を十分に理解し、積極的に児童・生徒と交流し、熱意を持って指導にあたることができる者。
- (オ) 教員に対する教材の解説や作成、適切で効果的な指導方法の提案など、授業や評価に関する準備及び支援を的確に行うことができる者。
- (カ) 法令及び学校の規則等を遵守し、職務上知り得た秘密を他に漏らさないことができ、任用終了後も同様であること。
- (キ) 健康診断を受け、心身共に健康で職務に専念することができる者。
- (ク) 日本で就労に係る手続きをすべて整えており、犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けていないこと。
- (ケ) 営利につながる行為をしない者であること。また、布教活動、政治活動を行わない者であること。
- エ 幹旋するALTの人数
幹旋するALTの人数は2人以上とする。任用予定数が2人のため、幹旋後本町における会計年度任用職員採用試験を考慮し、2人以上の候補者を選定すること。
- オ ALTの配置について
ALTを学校へ配置する日は、学校開業日の平日とする。ただし、学校や教育委員会の行事等の都合により、土曜日、日曜日並びに国民の祝日にに関する法律に規定する休日に配置する場合もある。
長季休業期間においては、教育委員会と学校との協議のうえ英語教育の充実に資する業務を行うものとする。
勤務時間の割振りは、学校と教育委員会との協議によるものとする。
- カ コーディネーターの設置について
受託者はALTの適正管理のため専任のコーディネーターを配置し、コーデ

イネーターを窓口として以下のことを行う。

- (ア) コーディネーターはALTの業務内容や配置等の協議・調整を教育委員会及び学校と行うこと。
- (イ) ALTに対する要望や苦情についてはコーディネーターが誠意を持って対処すること。また、ALTが前述の要件を満たしていないと判断される場合は即時に対応すること。

(3) オンライン英会話業務

指定された学校の児童生徒を対象に、外国人講師（以下「講師」という。）によるタブレット端末を活用したオンラインでの個別対面式の英会話レッスン（以下「英会話レッスン」という。）及び英会話レッスン実施に係る業務を行う。

ア 対象とする学校及び学年

本町立小中学校の小学5年生から中学3年生までとする。なお、令和8年度に想定している人数は267人である（転出入等により増減あり）

イ 英会話レッスンの形態

児童生徒1人に対し講師1人が対応する個別英会話レッスンとする。児童生徒の学習能力・習熟度に応じた柔軟な対応及び特別支援学級に在籍する児童生徒に対する合理的配慮を行うこと。

ウ 実施予定回数

令和8年度は児童生徒1人あたり年8回程度とする。英会話レッスン1回あたりの実施時間は、準備に係る時間等を除き30分程度とする。実施時期については教育委員会及び学校と協議して定める。英会話レッスンのキャンセルや振替等は柔軟に対応すること。

エ 実施場所

英会話レッスンの実施場所は、原則教室とする（タブレット端末で実施）が、通信環境上やむを得ない場合は、通信環境が整った場所で実施する。

オ 実施に係る準備等について

- (ア) 確実に英会話レッスンが実施できるよう、事前に各学校と連携し、端末やソフト、通信環境の確認、通信のテスト、教員との打ち合わせ等必要な事項の確認・調整を行うこと。事前調整及び実施にあたり、極力学校現場の負担とならないよう配慮すること。

- (イ) 英会話レッスン開始時には、英会話レッスンについての説明や通信障害等への対応など、教員及び児童生徒への支援を行う担当者を学校現場に派遣すること。

カ 担当する講師について

以下の要件を満たすものとする。

- (ア) TOESOL（英語が母国語ではない者向けの英語教授法に関する資格）またはTOESOLと同等な資格を保有している又は英語を母国語としない者向け

の英語教授法について十分に研修を受けた指導力を有する者であること。

- (イ) 講師は、児童生徒と信頼関係を築き、日本文化を理解し、規律ある円滑な授業運営を行うため、児童生徒に対し深く人間理解がある者であること。
- (ウ) インターネット回線等の各種インフラの安定性を確保するため、講師の勤務形態は、自宅勤務ではなく出社勤務（オフィスセンター勤務）とする。なお、オフィスセンターには、自社専用発電機を完備し、安定したサービスを提供できること。
- (エ) 教育委員会は、能力・勤務態度等、講師としての適性に欠けると判断した場合、当該講師の改善又は変更を受託者に求めることができる。

キ 問い合わせ窓口の設置について

- (ア) 受託者はヘルプデスク等問合せ窓口を設置し、英会話レッスン実施に伴って発生が想定される全ての問題等について、一義的に受託者、学校、及び児童生徒又は保護者からの質問・要請に応えられる体制をとるとともに、問題の解消に向け速やかに対応すること。問い合わせ回数に制限は設けないこと。
- (イ) 英会話レッスンの開始後においても、定期的に担当者を学校現場に派遣し、教員及び児童生徒の支援を行うとともに、教員からの要望の聞き取りや児童生徒の英語力の向上の状況などを踏まえ、英会話レッスン内容の改善の提案を行うこと。

ク 基本条件

- (ア) 通信ソフトに係る条件
 - a 通信ソフトについては、音声・映像でやりとりするコミュニケーションツール（ウェブ会議システム等）であること。
 - b 英会話レッスンに使用するブラウザは、Google Chromeであること。また、セキュリティ対策が施され、かつ、広告機能のないブラウザ内で表示可能な通信ソフトを使用すること。
 - c 児童生徒一人一人に割り振られた英会話レッスンのURLリストを事前に学校に送付し、URLをクリックするだけで英会話レッスンが受けられるようにするなど、操作を簡素化することに努めること。

(イ) 各学校の使用機材、通信環境

- a 令和7年12月現在、タブレット端末はchrome book、通信は校内の無線LANを介してインターネットの接続を予定している。
- b タブレット端末へのソフトウェアのインストールは、教育委員会と協議すること。
- c オンライン英会話レッスンに使用するマイク付きヘッドセットは教育委員会にて必要数を準備する。

ケ その他

- (ア) 英会話レッスンは小学校「外国語科」及び中学校「英語科」の教育課程に位置付けて実施するため、学習指導要領や本町の使用教科用図書に対応した内容とすること。
- 〔令和8年度に使用する教科書〕
- ・小学校「NEW HORIZON Elementary English Course」（東京書籍）
 - ・中学校「NEW HORIZON English Course」（東京書籍）
- (イ) 英会話レッスンの効果測定を行うこと。効果測定にあたっては、事前に教育委員会と調整すること。
- (ウ) 毎英会話レッスン終了後、個々の生徒の学習記録を確実に整備し保管すること。なお、教育委員会及び学校から提供を求められた際は、提出すること。
- (エ) 受託者は日本国内の教育機関においてオンライン英会話業務委託の実績があること。特に日本の自治体を対象として導入実績があること。
- (オ) 受託者は、委託者の要望に応じて導入実績のある教育機関における英会話レッスンの視察要望に応じ、対応ができること。
- (カ) 英会話レッスンに出席する人数を教育委員会及び学校にて確認できる管理方法をとること
- (キ) 令和8年度以降の実施回数及び対象学年は令和7年度の効果を踏まえて教育委員会と調整すること。

5 責務

- (1) 受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他労働関係法規を遵守すること。
- (2) 受託者は、職務上知り得たことを第三者に開示・漏えいしないこと。また、本委託業務以外に使用しないこと。本契約終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の取扱いに際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令等を遵守し、最大限の注意を払うこと。

6 損害賠償

受託者は、本町、児童生徒又は第三者に損害を与えたときは、その損害相当額を賠償すること。なお、委託業務履行にあたっての損害の責めについては、受託者の責任において処理すること。

7 諸経費等

委託料には管理費・交通費・諸経費等がすべて含まれるものとする。業務実施に必要な教科書等の資料は受託者の負担により準備すること。

8 支払い方法等

- (1) 国際交流支援業務委託は斡旋された候補者の本町における任用事務完了後に一括で支払う。
- (2) 本町立小中学校ALT配置協力業務委託は委託料総額を12分割の月払いとする。
- (3) オンライン英会話業務委託は実施人数による実績払いとする。ただし、英会話レッスンの実施にあたり、本町の責に帰すことができないトラブルが発生し実施できなかった回については、請求しないこと。
- (4) 受託者は業務終了後に業務実績報告書及び請求書を本町に提出すること。
本町は業務実績書及び請求書を確認した後、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。業務実績報告書については、様式は任意とするが、会社名、担当者名、実施学校名、実施学級数、実施生徒数、実施日などを含む内容の報告書とする。

9 その他

- (1) 受託者は本業務について業務の全部を第三者に委託することはできない。
- (2) 受託者が本仕様による業務内容を明らかに履行できないと認められる場合は、契約を途中で解除することもある。
- (3) 本仕様に定めのない事項や疑義が生じた場合は、受託者と本町が誠意を持って協議し、決定すること。

10 参考

本町は、外国自治体との国際交流協定等の締結、ALTの配置及びオンライン英会話レッスンの実績はない。

(別紙)

履行場所一覧（小学校2校、中学校1校）

学校名	住所	児童生徒数 (令和7年10月1日現在)
大任小学校	大任町大字大行事3040番地	67人
今任小学校	大任町大字今任原3518番地	43人
大任中学校	大任町大字今任原30番地	157人

・今任小学校及び大任小学校の児童数は、いずれも5年生及び6年生の人数である。